

令和4年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」 議事録

日 時 令和4年(2022年)6月30日(木) 18:30~20:30 ※Web会議形式

出席者 北海道立精神保健福祉センター 岡崎所長、札幌こころのセンター 鎌田所長、
依存症治療拠点機関(旭山病院) 橋本医師、
北海道産業保健総合支援センター 青木副所長、日本集団精神療学会 田辺理事長、
カトレア会、青十字サマリヤ会 齊藤施設長、農政部競馬事業室 森山主幹、
北海道弁護士会連合会 清水弁護士、北海道児童青年精神保健学会 黒川医師、
事務局 河谷精神医療担当課長・堀医療参事・半沢課長補佐・松野主査・井田主事

- 議 題
- 1 第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について
 - 2 国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の構成について
 - 3 国のギャンブル等依存症の現状について
 - 4 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の概要及び取組状況について
 - 5 第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の方向性について

議 事

事務局

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、『令和4年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」』を開催いたします。

私は冒頭の進行を務めさせていただきます、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長補佐の半沢と申します。

また、4月1日付けで精神医療担当課長が人事異動となっておりますので、御紹介します。

精神医療担当課長の河谷でございます。本年4月1日に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Webでの開催となります。

道庁の会場には、進行をお願いしている、日本集団精神療学会 理事長の田辺先生、構成機関である、カトレア会、農政部競馬事業室にお越しいただいており、北海道精神神経科診療所協会、札幌方面遊技事業協同組合、北海道教育委員会が欠席となっております。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。資料については、次第、出席

者名簿、資料 1 第 2 期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について、資料 2 第 2 期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画策定スケジュール（案）、資料 3 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の構成について、資料 4 国のギャンブル等依存症の現状、資料 5 北海道のギャンブル等依存症の現状、資料 6 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（令和 2 年 3 月策定）の概要及び取組状況、資料 7 第 2 期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の方向性、参考資料 1 ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和 4 年度変更について、参考資料 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和 4 年度変更（概要）、参考資料 3 ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和 4 年度変更（本体）、参考資料 4 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画に係る取組状況一覧、参考資料 5 各機関におけるギャンブル等依存症問題に関する取組（計画 P40、41）、参考資料 6 成年年齢引き下げに関する対応（教育庁）、参考資料 7 インターネット投票などオンラインによるギャンブルに関する相談受理状況、意見様式となっております。

本日の終了予定時間は、概ね 20 時 30 分を目途としたいと考えております。円滑な議事の進行に御協力をお願いします。

それでは、以降の進行は日本集団精神療学会 田辺先生にお願いしたいと思います。田辺先生お願いいたします。

田辺座長

進行を担当します田辺です。これまで私は北星学園大学所属で会議に参加しておりましたが、退職いたしまして、学識経験の立場ということで、日本集団精神療学会のほうから参加という形に変更になっています。

本日は次第に沿って会議を進めていきたいと思います。まず、議題 1 「第 2 期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について」ですが、資料 1 が第 2 期計画の考え方等をまとめたもの、資料 2 が策定スケジュールの案となります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 1、資料 2 に基づき説明

- ・第 2 期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

田辺座長

ただいま資料 1、資料 2 に基づいて事務局から今後の推進計画の策定について説明がありましたが、何か御質問・御意見はございますか。

7 月、8 月でかなり進めるようなかなりタイトな感じもするわけですが。議会に途中で進捗状況を報告したりしますよね。今年度の最初のポイントのようなものはありますか。

事務局

まず、考え方や素案ができた段階でその都度、議会のほうに報告して御議論い

	ただ形になります。このスケジュールは、現行の北海道ギャンブル等依存症対策推進計画を策定した時のスケジュールに概ね沿ったかたちで進めさせていただく予定です。
田辺座長	最終的には、来年の1月くらいにはパブリックコメントも含めて出来上がっているということですよね。つまり、8月にはある程度の骨格が出来上がっていないといけないということです。
事務局	はい。今お話ししましたとおり、議会の関係等もありますので、7月、8月かなりタイトにはなるのですが、このスケジュールで進めないとかかなり厳しい状況ですので、案としてこのような形で進めさせていただきたいと思います。
田辺座長	今日は6月と言っても、6月の最後ですからね。そういう意味では、実質的な新しい取組みの直しは7月、8月に議論するということですね。ということですが、御質問・御意見はありますでしょうか。 今日は、久しぶりに新しい年度の取組みをするということで、まず事務局から色々な考え方や資料の提示がありますので、またお聞きした上で、御質問・御意見をいただきたいと思います。よろしいですか。 それでは、議題2「国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の構成について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3、参考資料（1）に基づき説明 ・国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の構成について
田辺座長	ただいま事務局から説明がありましたが、かなり滑らかな説明で、わかりにくかったところありましたらどうぞ御質問ください。北海道児童青年精神保健学会どうぞ。
北海道児童青年精神保健学会	資料3に関する全体の質問をして良いのでしょうか。
事務局	はい。
北海道児童青年精神保	第1期基本計画と第2期基本計画を見て、色々な相違がありますが、そのうちのひとつ、第2章では、競馬における取組みの第2の1・2・3、第1期基本計

健学会	画では購入限度設定システムの早期導入によるインターネット投票によるアクセス制限の強化とあったのが、第2期基本計画では、インターネット投票におけるアクセス制限の強化というふうにだけ書いてあって、購入限度額設定システムというのがなくなっているのですね。他の部分もいくつかなくなっています。これは、購入限度額設定システムが既に導入されて、書く必要がないということで消えたのでしょうか。このあたり、国の説明でなぜ消えたのかの理由がわかる点ありますか。
田辺座長	事務局どうですか。わかりますか。
事務局	恐らく、取組みは少しずつ進んでいるというところで文言が整理されたのではないかなと思うのですが。申し訳ないのですが、詳細までは今お答えするのは難しいのですが、第1期のときは恐らくこういったシステムがまだなかったというところで、導入というところが最初にあるとあって、あと、アクセス制限の強化という文章なのかなと思います。
北海道児童 青年精神保 健学会	もう導入されたということなのですね。
事務局	はい。
田辺座長	競馬事業室のほうではどうですか。わかりませんか。
農政部競馬 事業室	はい。そういうことで良いと思います。ただ、全部のインターネット会社が導入しているかについては確認できていませんが、主だったところは導入が進んでいるというふうになっております。
田辺座長	色々な会社があるのですか。
農政部競馬 事業室	はい。
田辺座長	会社が制限するということなのですか。
農政部競馬	そうですね。会社がそれぞれの自分のシステムで設定すると。

事業室	
田辺座長	例えば、道営競馬なら、道がこういう方向で制限するようにと指示を出しているわけではないということですか。
農政部競馬事業室	北海道競馬は独自のインターネットシステムを持っていないので、全て業者に委託して、委託先は全国で活動している業者ですので、そこには中央の場から言っていていただいて設定されているという感じになります。
田辺座長	そこで、主催者として、こういうアクセス制限をかけてくれというような方針みたいなものは出せないのですか。
農政部競馬事業室	中央のほうで出していますので、個別の要請はしていませんが、我々も同様にこのような上限額設定は必要だと思っていますし、導入が進んできていると思っています。
田辺座長	何か率直に現状がわかる資料があれば、今、委員から質問が出ていますので、次回にでも出していただければと思います。
農政部競馬事業室	わかりました。
田辺座長	黒川先生、実際どうなのか、次回、資料を出してもらおう形にします。
北海道児童青年精神保健学会	わかりました。
田辺座長	他に御意見等ありますか。今回、国の議論の細かなところが道の会議でも提示されたので、そういった細かな点を突き合わせて色んな御意見とか今日すぐには出ないかもしれませんが、そういう観点でまた御検討いただければと思います。 他に御質問とか御確認したい点ありますでしょうか。
北海道児童青年精神保健学会	もうひとついいですか。今、実際知らずに質問するので見当はずれかもしれませんが、それぞれの関係事業者の取組みのところで、第1期も第2期も引き続き、自助グループをはじめとする民間団体等に関する経済的支援が挙がっていま

す。例えば、I－2 競輪・オートレースであれば、第3 競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組の中に「1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援」というのが出ています。どこもみな載っていて、もちろん重要で、良いと思うのですが、この事業者による経済的支援というのは、実際にどのような形で行われているのか知りたいと思います。どなたか知っている方がいれば、出席者の方でも良いのですが。この事業者による支援に関しては、色々な国で問題になっていて、特に事業者が直接経済的支援をする場合にはひも付きのお金になっていて、自分たちに不利益な動きをすることにはあげない、自分たちにプラスの利益になるところにあげる、つまり今で言うと COI（利益相反）が起こるという意味で援助される側の色々な活動を縛ってしまうということがあって、それを避けるために、例えばイギリスではこういう形はやめて、税金のような形で徴収して、公的な団体がまとめて配布するというようなお金の徴収と配布のシステムを工夫しているのですね。日本においても、パチンコ団体が色々なところに助成して、それ自体はとても良い行為だと思うのですが、必ずその時には利益相反の問題が起こるので、これを防ぐような試みが日本では何かあるのか、事情を知っている方がいれば、勉強しておきたいと思います。

田辺座長

どうでしょうか。出席者の方、あるいは事務局のほうで何か経済支援に関する情報はありますか。

私が知っている情報で言うと、まず自助グループですけれども、ギャンブルの自助グループは基本的にはギャンブラーズ・アノニマスという 12 ステップグループだけが日本の自助グループです。断酒会にギャンブルの方が通っている場合もありますが、基本的にはギャンブルの自助グループはギャンブラーズ・アノニマスですから、ここには補助金などの経済的支援はありません。ただ、そういうギャンブルの自助グループの 12 ステップの考え方の基本的なところを取り入れて運営している施設があります。回復支援施設の中には、献金や寄付金で移動用の車を購入しているというところもあります。

また、自助グループをはじめとするという表現になっていますが、自助グループには行っていないと思いますが、民間団体等についてはこれまでの歴史でもギャンブル等依存症対策が始まる前に、モーターボート協会などが福祉的な事業という位置づけで様々な施設等に車を買うお金を寄付して、「団体からの寄付でこの施設の〇〇は購入しました」というような宣伝が入った車を持っているところがかつてはありましたので、そのようなやり方でギャンブル等の回復支援施設が競輪などの業界からの献金をもらって車を買ったなどの事実がある可能性はあると思います。

それから、例えば、パチンコ業界が主催している業界団体から献金された相談

センターとしてリカバリーサポートというところがありますけれども、そういうところから学会での発表はあまり見たことがありません。学会で発表する場合には COI を求められますから、そのような運営をしているせいか、学会での発表や雑誌での投稿はあまり見たことがありません。ただ、業界誌が援助して自らそういった本を出版したり、というようなことは行っています。ギャンブルの業界団体から支援（献金）を受けている研究者たちの活動は別個に存在しています。

私が知っている範囲ではこのくらいのことです。自助グループ自体は、支援を受けていないと思いますが、運営施設ではどのような献金の形をとっているかということはあると思います。

それから、直接ではなく、ギャンブル事業者がお金を出して学術研究者の支援をする協会を設立して、その協会からの支援を受けた研究者や研究発表が出されているという構造が出てきています。以上です。

北海道児童
青年精神保
健学会

わかりました。もう少し知りたいと思いますので、北海道が関係している事業者がありましたら、そこに最近はどのような形で支出あるいは援助がされているのかがわかる資料を可能な範囲で次回会議にでもお見せいただけると勉強になります。よろしくお願いします。

田辺座長

はい、ありがとうございます。他に御質問ありませんでしょうか。

では、私のほうから、資料 3 の 6 ページの消費者庁のところ、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターとギャンブル依存症予防回復支援センターについて、わかりますか。リカバリーサポート・ネットワークは先ほど私がお話ししたパチンコの団体が自ら精神科医や心理士を雇って作った相談支援事業体ということになるのでわかるのですが。

委員の先生でわかっている方いらっしゃいますか。

北海道立精
神保健福祉
センター

道立精神保健福祉センターの岡崎でございます。今、田辺先生から御指摘のありました公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターとギャンブル依存症予防回復支援センターについて、私自身は知っていることはありません。

田辺座長

一つ目の公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターは農林水産省ですから恐らく競馬系のことかなと、二つ目のギャンブル依存症予防回復支援センターは国土交通省ですから所管しているのは競輪ですかね。

事務局

ボートだと思います。参考資料（3）でギャンブル等依存症対策推進基本計画の本体をつけていますけれども、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセン

ターがどういうところかという説明は本文にはあまり書いていないのですが、109 ページに公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの項目があります。また、110 ページにはギャンブル依存症予防回復支援センターというところで、モーターボート競走関係団体がこの支援センターを設立し、というようなところから文章が始まっています。

田辺座長

そうですね。今日は国の分厚い資料が出されましたけれども、国の対策推進基本計画の 109～111 ページに今私がフォーカスした言葉について窺える記載があります。ある意味で、国はギャンブル等推進を IR 系の政策で進めるので、その対処としてギャンブル等依存症対策をするということでギャンブル等依存症対策基本法が始まり、基本計画が進んだので、このような形で何らかの相談体制を作っているということでしょうか。実態については、また事務局とも連絡を取って、この会議で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

他に御質問等ありますでしょうか。今回、国の推進計画のかなり詳細な資料が初めて私たちの議論の場に出てきたので、今後ですね、北海道でも考える上では読み込んでいかななくてはいけないなと思っております。それでは、また御質問があれば伺いますけれども、次に進みたいと思います。

それでは、議題 3 「国のギャンブル等依存症の現状について」ということで事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 4 に基づき説明

- ・国のギャンブル等依存症の現状について

田辺座長

御質問・御意見ありましたらお願いします。家族会の方も御質問等ありましたら遠慮なく。

北海道児童
青年精神保
健学会

いいですか。家族会の方も関係団体の方も色々いらっしゃるので、基本的な知識の部分で、資料 4 の最初のギャンブル等に関する相談件数の数字の見方で、私も専門でもないので申し訳ないのですが、6,000 とか 7,000 とか数千の単位になります。ギャンブル等依存症の人がどれくらいいるのかということから考えると、依存症の人は、1 億人が 9,000 人かわかりませんが、ギャンブルをしそうな年齢の人の少なく見積もって久里浜医療センター調査の 0.8% ですね。1 億人で 0.8% というと、80 万人の依存症の人が日本にはいて、そのうち相談に訪れている人は 6,000 人とか 7,000 人ですね。相談に訪れているのは、依存症の人の全体の 1% にも満たないのですね。これがどこの国でも同様で、ギャンブル等依存症に関しては他の依存症以上に相談に現れる人がうんと少ない、相談に現れない人がうんと

多いということが問題になっていて、どこの国でもどのように支援したら良いかというところに知恵を絞っているところだと思います。啓発活動によって相談に来やすくなって、相談に来る人の割合がどんどん増えてくるととても良いと思うのですが、相談にあまり現れないという傾向は基本的にずっと続くと考えて、それで相談に現れない人も含めてどのように支援するかということが依存症対策の課題だと思います。資料4の最初の相談件数を見て、そのように思いました。意見です。

田辺座長

貴重な御意見ありがとうございます。実際の有病率と受診者のギャップがあるというのは依存症ではよく言われていることで、その傾向はなおあると。しかも0.8%以上の数字で今後は見ていくという話がこの後あると思いますが、久里浜医療センターの調査の数字が2.2%に上がっているのですね。ですから、臨床の相談場面に現れてくるギャップということが非常に多く、まだまだ取組みが必要だということだと思います。ただ一方で、恐らく病院臨床に現れている数字は上がっているのではないかなという印象があるのですが、旭山病院の橋本先生どうですか。

依存症治療
拠点機関

臨床でのギャンブル依存症の数ですね。うちの病院に限って言えば、年々増えているのですが、ここで言うのが適切かわかりませんが、田辺先生が旭山病院にいらしてから増えていて、田辺先生の影響なのか、他の病院も含めて受診につながっている人が増えているのかはわからなくて、申し訳ありません。

田辺座長

わかりました。精神保健福祉センターでの相談は、鎌田先生のところではどうですか。インターネットなどでも依存症対策を進められているようですが。札幌市の鎌田先生の印象はどうでしょうか。

札幌こころ
のセンター

札幌市精神保健福祉センターの鎌田です。私共のほうでも、依存症相談窓口というものを令和2年の1月に開設しておりますが、令和2年度のギャンブル相談は85件、令和3年度のギャンブルの電話相談は94件でした。来所相談につながった人の数は、令和2年度は20件、令和3年度は19件ということで、横ばいで、著しく増えているという感じではありませんでしたが、実際には相談が必要な方はいるという印象でございます。以上です。

田辺座長

すぐに数字を出していただいて、ありがとうございます。年間で約100件相談があるということですね。

カトレア会	家族の会からですけれども、今までは10年くらいで気が付いて保健所に行ったりといった感じだったのですが、最近は2年くらいで気が付いて会にいらっしゃる方が増えてきており、インターネットで検索して早くに会につながるというふうになっています。
田辺座長	貴重な御発言ありがとうございます。家族の自助グループ等での集まりでは、以前よりも早い経過でアクセスされる方がいらっしゃると。その理由としては、インターネットで困りごとについて検索していくうちに家族の自助グループ等の情報に出会うというようなお話でした。ですから、今後、インターネットでもそういった治療や自助グループ・サポートグループへのつながり方の情報が非常に重要になってくるというような御発言でした。 他に何か御質問・御意見ありませんか。それでは、次に進めさせていただきます。議題4「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の概要及び取組状況について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料5・資料6に基づき説明 ・北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の概要及び取組状況について
田辺座長	はい、御質問あればお願いします。
北海道児童 青年精神保 健学会	ちょっといいですか。資料のことでわからないのですが、資料5の2ページ目の中央競馬（JRA）の売得金額の推移のところ、この金額はどのように読むのでしょうか。単位は十億円で、令和3年度であれば3,091とあるので、3兆円でしょうか。
田辺座長	3兆だと思います。
北海道児童 青年精神保 健学会	はい。それで、依存症という観点から色々論じられて、子育てのほうから見ると、依存症になっているか・なっていないかということだけではなく、依存症になっていなくても、どれくらい子どもの幸福が奪われているかというふうに考えると3兆の売上があって、だいたい競馬は還元率が75%くらいと言われているので、3兆のうちの75%は戻っていくのですが、奪われるお金は25%だとすると、3兆の25%だと7,500億ですね。7,500億くらいが家庭から事業者に入っていくのですね。北海道でも、道営競馬とばんえい競馬合わせて1,200億くらいが事業者に入っていくのですが、還元率が75%だとすると、その25%の260億が家庭から事業者のほうに入っていくのですね。パチンコもやはり何千億かは入っ

ていきますから、随分多くのお金が家庭から奪われて事業者に入っていきます。依存症にならなくても、それだけのお金が奪われる。低所得ですから、子どもたちがたまに外食するといったこともこういうことで全くできなくなっていくですね。既に論じられていますが、日本の対策計画は依存症を防ぐということだけで行われていますが、依存症を防ぐということだけで対策を行っている先進国は日本だけです。他国では、依存症になる・ならないは別として、ギャンブルによって家族が被る損害が膨大であるということから、依存症に限らずにギャンブル全体をどうにかしていかなければならないという方向でだんだん論じられるようになっていきます。北海道も日本もまだそうではなく、一時代前の依存症防止ということだけでギャンブル対策に取り組んでいるので、依存症にならないためということで、ギャンブルは適切に楽しみましょうというような文章が入っていますね。しかし、そうではなく、ギャンブルは喫煙と同様にできればゼロに近い数字にするのが人間の幸福を守る道です。いつか日本も北海道の対策も、ギャンブルそのものを、なければならぬほど望ましいものという形で取り組むようになって欲しいなと思いました。それが1点目です。

2点目は、宝くじの問題です。宝くじを最初、ギャンブルの規制に含めるか・含めないかという話が出ましたが、久里浜医療センターのデータでは、ギャンブル依存症の人の4%が宝くじによるものです。他に、私も名前を連ねていますが、弁護士会のオレンジ基金を利用して調べさせてもらった日本のギャンブル害の調査では、依存症の人の8%が宝くじやスクラッチに1番お金を使っているという結果が出ています。そのデータでは、競輪や競艇よりも多く、パチンコ・パチスロが1位、2位が競馬、3位が8%なので率は下がりますが宝くじ・スクラッチです。宝くじ・スクラッチ、特にスクラッチは子どもたちに対してきちんと規制されていないので、子どもたちにとっては、インターネットによるものと、スクラッチのようなものや、野球くじ・サッカーくじがギャンブルの入口になりそうなんです。だから、宝くじ問題もきちんと取り上げていかなければならないと思うのですが、国のほうはまだなので、北海道もまだかもしれません。

以上2点、ギャンブル害の問題と、細かなところでは宝くじ問題が、子どもたちと付き合っている私たちが気になるところでした。

田辺座長

貴重な御意見、それから現状をよく知っておられる黒川委員の御発言を今後どのように北海道の計画に反映できるか参考にしていきたいと思います。第1期計画策定の際にも議論しましたが、北海道の若年者から新たなギャンブル問題を起こさないということを何とかしたいと考えていますので、そういう意味では今の黒川先生の御意見、非常に貴重なお話だと思いますので、実際どのように具体的なところに盛り込んでいけるかというところありますけれども、参考にしていき

たいと思います。

他に御意見等ありますでしょうか。確かに、まずはタバコが健康上は百害あって一利なしというような感じで方向づけられまして、今タバコに対する色んな制限があると思いますけれども、実はアルコールに対しても WHO はアルコールの有害性を強調して、低減政策、害を減らすということで、アルコールの良い点は健康上で言えば基本的にはないというような視点に変わってきていまして、どれだけ飲酒のリスクを下げるかというような観点になっています。同様に、ギャンブルもリスクが非常に多いものでしかないというのが先ほどの黒川先生の御意見でしたけれども、そういうギャンブルのリスクを理解していくことが今後の依存症対策では基本的な見方になっていくのかなと思います。

他に御意見・御質問ありますでしょうか。私のほうで、事務局知っていたら教えて欲しいのですが、第二次医療圏に 1 か所の連携会議を設置するという部分がコロナのこともあり、あまり進んでいないということですが、一方でいくつか会議ができたところもあり、これは会議ができた後、どのような方向で地域の連携会議を進めていくかという指針のようなものは作りましたっけ。

事務局

指針は特にないです。

田辺座長

地域でそういう会議を作ったら、こういう方向で進めて欲しいというような指針は、あれば望ましいですよ。統一的に何か進めるとしたら、あった方がいいですよ。とりあえず今、地域では、地域におけるギャンブルの問題を話し合ったり、情報交換をしたり、どのような対策ができるかというような話をしているということですか。

事務局

そうですね。

田辺座長

他に御質問・御意見ありますか。期間はあまりないようですけども、このあたりを踏まえて新たな計画に向けた議論をしていくということだと思います。

青十字サマ
リヤ会

今月、親が 14 時間パチンコ屋に行っている間、2 歳と生後 4 ヶ月の子どもが自宅に放置され、4 ヶ月の子どもがなくなるという痛ましい事件が釧路であり、本当に心を痛めたのですが、個人情報等あると思いますが、今後このような痛ましい事件が起きないように、このような会議の場で話し合いの場を設けることが必要なのかなと思います。

田辺座長

象徴的な事件があった場合に、何か対策として想定できるアイデアが出てく

れば、そういったものも取り上げていきたいと思いますけれどもね。パチンコ業界も、相談にのったり、リカバリーサポート・ネットワークだとかをやって、前向きな部分もありますが、館内放送で家庭にお子さんを残してきていないかなどの呼びかけはしないでしょうからね。痛ましい事件をきっかけに何かというような御意見でした。

他に御質問等ありませんか。それでは、次の説明に移りたいと思います。議題5「第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の方向性について」事務局から説明をお願いします。

事務局

資料7に基づき説明

- ・第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の方向性について

田辺座長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か御意見・御質問等ありますでしょうか。

北海道児童
青年精神保
健学会

1の第1期推進計画の課題整理の(3)ですが、重点目標に関してのところ、相談件数の増というのは、相談件数自体が本来相談が必要な人の1%以下なので件数の増減を見ることにどれくらい意味があるのかというのがひとつなのですが、それだけでなく、全国では相談件数が上がっていますが、北海道はデータ上、相談件数は増えているのでしょうか。グラフを見るとそうでもなくて、16くらいの数値でどこも頭打ちになるのではないのでしょうかね。今のやり方ではこれ以上相談件数は上がってこなくて、インターネット情報で早く相談に来られているとカトレア会の方がおっしゃっていたから上がってくるのかもしれませんが、相談件数増の問題に関しては、相談件数が増えてきているので少しずつ目標が達成できているという把握ではなくて、相談件数が増えていくという形だけでは依存症の人を救えないので、相談に現れない人たちも含めてどのように援助していくかという大きな課題がありますね。相談件数が増えてきているから目標を少しずつ達成できているという把握では、本当に依存症に対して対策をしているということになるのか、そのあたり田辺先生どうですか。

田辺座長

はい、従来の相談機関において相談件数が増加するというのは非常に好ましいことではあるのですが、最近の人たちはインターネットを駆使して情報の中から行動選択をするというところがありますので、相談機能自体をインターネット上でやり取りをする形にすればもう少し相談件数が増えるかもしれませんが、インターネットで情報を得て、即電話をしたり相談センターに行ったりするのではなく、別の機関に行ってしまうとか、ギャンブル依存で検索すると

お金の問題を解決できるような情報が出てきてしまいますから、途中から問題を借金対策に切り替えてそっちの方に進んでしまうということも、インターネットがベースになってくると可能性として出てくるかなと思います。そのような中で、逆に公的機関がインターネットを上手く使うというようなことが展開できればまた状況は変わる可能性があるかなとも思います。

札幌市は、たしかアクセスしやすいような画面づくりをしたんでしたよね。

札幌こころのセンター

札幌市ですけれども、自殺対策の一環として、札幌こころのナビというものは作っていますが、依存症対策に特化したものとしてはあまり活用はしていません。今後は、依存症に関する取組みの周知にも活用していけたらとは思っています。一応、自殺対策ということで開設しておりますが、その中での相談窓口の紹介は、依存症や借金問題、生活支援等、幅広く相談窓口が調べられるようなつくりにはしています。以上です。

田辺座長

はい。データの活用というところでは色々な見方がありますので、相談件数の増加を指標にするだけの対策ではなく、現在の社会状況の中で現状の相談機関が持っている意義と限界を見極めて対策に利用していくというような御意見だったかと思います。

他に何か御意見等ありますでしょうか。北海道の様々な機関が自己評価を付けてBが多いというのは、何か社会心理上のバイアスがあるかもしれませんが、今後具体的に何ができるかを議論する中で、自己評価Bを付けてこられるのもわかりますけれども、それに安住せずに何か北海道らしい方策を考えていければと思います。

その他に御意見、今後に向けてございますでしょうか。弁護士の先生、何かありますでしょうか。

北海道弁護士会連合会

弁護士会の清水です。私のほうからは特段ございません。

田辺座長

はい。ありがとうございます。

私のほうは、犯罪件数の全国的な統計を見て、総検挙数減っているように書かれていて、現場の印象ではけっこうみんな横領めいたことが多くてですね、ちょっと印象が違うなと思いました。よく見ると、パチンコまたはギャンブルをすることへの欲求が犯行動機になっていきますけれども、最近は借金という多重債務に困ってだとか大卒での犯罪の動機報道がされているので、なぜその借金ができたかというところがギャンブルの問題だということになると、こういう統計もよく

検討しないといけないなという印象を持ちました。最近のセンセーショナルな事件の若年者が非常に高額なお金を必要とするための犯罪に手を染めていて、そのようなバックグラウンドにオンラインカジノがあったのではないかというものもありましたけれども。ギャンブルのグループセラピーに参加している若年者の中でオンラインの競馬が非常に増えています。これはデータで言うと、道営競馬のV字回復と総合的だなという印象がありますけれども。若い人たちがオンラインで競馬をして、競馬場や馬券売り場に足を運ばずに1,000万円の借金を20代でつくってしまっているんですね。100万円の貯金すら経験したことがないのに、1,000万円の借金を背負うと本当にあっぴあっぴになってしまうし、横領・着服といった良からぬことに進んでしまうケースもそう珍しくはなくなっているのも、本当にごく平凡な青年がそこまでいってしまうというところで、今後、ギャンブルのオンライン化ということもありますので、若年者のレジャーからギャンブル依存症に進むところですね、特に若年者には単にレジャーとして国が推進して良いのかという印象を、現場で治療の時間を持っていると感じざるを得ませんね。ということで、北海道、若年者対策を頑張りましょうということです。今後の具体的な計画でも色々と意見交換していきたいと思います。

北海道児童
青年精神保
健学会

ひとついいですか。資料7全体に関してはこれで良いのかなと思います。ただ、2の(2)実態調査のことなのですが、国がどのようにされるのか、北海道独自でどこまでできるのかわかりませんが、今後、実態調査自体はもう必要ないのではなくて本当は必要だと思います。理由のひとつとしては、今、田辺先生からもお話がありましたが、インターネット問題が出てきて、それからインターネットの海外カジノとの問題も出てきて、ギャンブル依存症やギャンブルの形が今変わりつつありますね。どのように変わっていくかということ把握しなければ対策が的外れになっていく可能性があるのではないかと思います。その変化をどのようにとらえていくのかというところがひとつです。もうひとつは、元々、依存症対策計画を作るときにそれを実施してみて、効果を判定して、再度対策を修正するというようなフィードバック方式でやっていくという話だったと思います。実態調査は1回実施したのもういいというふうになると、対策で著明な効果は得られないのかもしれませんが、対策をするからには対策した結果、実態がどう変わっていった改善したとか、さっぱり変わっていないから対策が無効だとか、実態調査というのはスタートのときにだけすれば良いというものではなくて、経過や効果を見ていくためにどうしても必要な行動だと思います。北海道単独でできるのかわかりませんが、国も含めて、実態調査は一度したらそれで良いものではなくて、定期的にすることが必要だと思いますので、第2期策定の際に実態調査をしないのはそれで良いのかもしれませんが、この先ずっと必要ないと

いうものではないかと資料を読みました。

田辺座長

ありがとうございます。国も、今回の久里浜医療センターで統括した実態調査について、これをリスペクトしようということになったわけです。数字も決して低いものではないんですね。これは反省から来ていて、最初に、非常にセンセーショナルな数字が出た実態調査に対して、もう一度やり直せというようなクレームがついて、2回目の調査を実施し、少し数が減って今度はそれを取り上げて啓発するということになり、今回はインターネットを活用した形の調査をした結果、また盛り返して2.2%という結果が出たわけですね。色々な議論をする際にはこれを基にしてやろうと、そういう意味では国の調査である程度の数が出ているのだから歪めずに使ってくれと、他の余計な調査に基づいてうちの県は少ないというようなことではやらないでくれというようなニュアンスも実はあります。ですから、基本的な見方としては今日事務局から説明したようなことだとは思いますが、しかし、それと違った個別の取組みで必要なことの確認のためのデータを集める動きを全てけん制するものではないと思います。事務局（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課）のコロナ対策の中での忙しさというものはあると思いますから、まず北海道の調査を実施しないと計画を立てられないということではなく、基本的な数字は国が報告したものを参考にするけれども、北海道の現状を把握するために必要なことを排除するものではないと考えて進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。事務局よろしいでしょうか。

事務局

はい。

田辺座長

そのようなことで、貴重な御発言どうもありがとうございました。調査自体は全般的に保健所なども活用して労力もあることですので、全体的な概数や現状の把握は国の調査を参考にしながら、国の調査ではわからない北海道独自の取組みのことを確認するような作業において必要であればそういったことも検討していくということにしたいと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

他に何かありますでしょうか。計画動き出すと、意外と期間的にタイトかもしれませんので、8月までにかなり議論できればと思いますので、今後また御意見などを集めながら進めたいと思います。

事務局で用意しました議題は以上ですけれども、その他に何か御発言ありますでしょうか。今日のところは急に沢山資料が出てきて、今後の計画を立てましょうというような、第2期のキックオフですので、またよくお考えになって、貴重な御意見を次回以降にお寄せいただければと思います。

事務局

情報提供をひとつだけ良いでしょうか。消費者庁から昨日、オンラインゲームに関する消費生活相談対応マニュアルが公表されたという情報が入りまして、皆様のほうに後日データ等情報提供ということでお送りしたいと思います。オンラインゲームに関する消費生活相談の増加傾向が続いているということで、特に若い人たちが多いというところから、こういったマニュアルの作成を消費者庁のほうでされたということでした。以上です。

田辺座長

あと、教育委員会が今日参加できなかったのも、成人年齢が引き下がったことに関してギャンブル等の問題の教育の現状を確認できなかったのですが、少しでも国が作成しているリーフレットなどは資料として出されていますけれども、また参加されたときにでも聞きたいと思います。それでは議事進行を事務局にお返しします。よろしくお願いします。

事務局

田辺先生ありがとうございました。御出席いただきました皆様、本日はお忙しい中、大変貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。先ほど説明がありましたが、今後は、7月21日に第2回対策推進部会、8月9日に第1回推進会議の開催を予定しておりますので、後ほどまた正式に御案内したいと思います。お忙しいところ大変恐縮ですが、引き続き御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。本日発言できなかったことなどがありましたら、本日の資料の最後に意見様式をつけておりますので、7月6日までに事務局に提出をお願いします。最後に、医療参事の堀から一言御挨拶申し上げます。

医療参事の堀でございます。田辺先生、議事進行ありがとうございました。皆様、本日はお忙しい中、協議していただき、また、大変貴重な御意見をいただき誠にありがとうございました。先ほど説明がありましたが、今後も推進会議、対策推進部会を開催させていただく予定ですので、お忙しいところ大変恐縮ですが、引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日の対策推進部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。